令和5年度 大田市サテライトオフィス等開設支援補助金 募集要項

令和5年4月7日 大田市産業振興部産業企画課

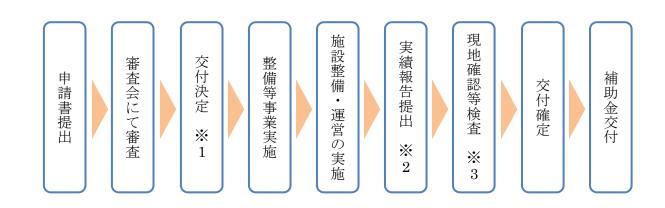
はじめに

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、テレワークによる新たな働き方や地方への移住の関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られます。

本事業では、県外・県内から本市への新たな企業・人の流れをつくり、雇用の拡大及び、市外企業と市内企業の連携による市内企業の生産性向上・付加価値向上やイノベーション創出等に資する取組に繋げることで地域活性化を図ることを目的としています。

そこで、持続可能な大田市の実現のため、市外企業のサテライトオフィスの拠点となるシェアオフィス等の施設を整備し、市の企業誘致施策及びその関連事業に協力する事業者を支援します。

1. 事業スケジュール



- ※1 交付決定前に支出した経費は補助対象外です。交付決定は令和5年6月上旬~6月中旬ごろになる予定です。審査会の結果に基づき、1件の採択企業を決定いたします。
- ※2 令和6年2月29日(木)までに施設を整備し、実績報告書を提出してください。
- ※3 実績報告書類の確認と共に、整備施設の現地確認を行います。

2. 対象事業

(1) 拠点整備事業

市内でシェアオフィス等を整備及び運営する事業であり、以下の条件を満たす事業

※シェアオフィス等とは・・・

シェアオフィス、コワーキングスペースなど、複数事業者やその従業員が同時にオフィスとして 活用できる施設であり、以下の要件をすべて満たすものを言います。

- ①常態的に複数事業者やその従業員が同時にシェアオフィス等として利用可能な施設であること
- ②机、椅子など複数事業者がオフィスとして活用するために必要な設備・備品を備えていること
- ③情報セキュリティの確保された Wi-Fi 等インターネット環境を有すること
- ④複数人で利用できるミーティングスペースを有していること
- ⑤入居企業が利用できるセキュリティの確保された個室を設置していること
- ⑥オフィスの床面積合計が 50 m²以上であること
- (7)施設の全部又は一部の専用利用及び法人登記が可能であること
- ※既存スペースに Wi-Fi ルーター設置にとどまる等、シェアオフィス等の開設と認められるのが困難な事業については対象になりません。
- ※情報セキュリティについては、総務省「テレワークセキュリティガイドライン」や(一社)日本 テレワーク協会・(一社)セキュア IOT プラットフォーム協議会「共同利用型オフィス等で備 えたいセキュリティ対策について」を参考にご確認ください。

(2) 施設利用推進事業

拠点整備事業で整備した施設の利用を推進する事業

(例) 動画、ポスター、ホームページ製作、お試しテレワークの実施、説明会の開催、首都圏マッチングイベント参加、地元企業とのビジネスマッチングイベント、テレワーク普及イベント、講演会 実施 等

3. 補助対象事業者

- 「2. 対象事業」に記載の2事業を実施する法人事業者で、次の各号全てに該当する場合が補助 対象となります。
- ①市内に施設を整備した後、サテライトオフィスの企業誘致及び創業支援の対象施設として運営 し、市が設定する令和8年度末のKPI(重要業績評価指標)達成のため、市の関連事業に協力する こと

(参考) 令和8年度末のKPI

- ア. 拠点施設を利用する企業数:3社
- イ. アのうち、県外の企業数:3社
- ウ. 拠点施設の利用者数:4,000人
- エ. ウのうち、県外の利用者割合:90%
- 才. 移住者数:5人
- ※本事業は、国の「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型)」を活用しており、KPIの考え方については国のホームページ等を確認すること。
- ②整備したシェアオフィス等を 5 年以上継続して、この補助制度の目的に沿った施設として運用することを誓約できること
- ③大田市暴力団排除条例(平成 24 年大田市条例第 1 号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと(同居の親族を含む。)
- ④貸金業(貸金業法(昭和58年法律第32号)2条1項に規定する貸金業)を行う者でないこと
- ⑤商品先物取引に関する事業を行う者でないこと
- ⑥連鎖販売取引(特定証取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引をいう。)、訪問販売(同法第 2 条第 1 項に規定する訪問販売をいう。)、電話勧誘販売(同条第 3 項に規定する電話勧誘販売をいう。)その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を行う者でないこと
- ⑧政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者でないこと
- ⑨公序良俗に反する事業を行う者でないこと

4. 補助金額

(1) 拠点整備事業

補助金の交付上限は、施設の収容人数によって以下のとおりとなります。

施設の収容人数	補助率	交付上限額
20人未満	対象経費の10分の9以内	3,000万円
20人以上		4,500万円

(2) 施設利用推進事業

補助率	交付上限額
対象経費の10分の9以内	1,200万円

5. 対象経費

(1) 拠点整備事業

シェアオフィス等の整備及び運営に係る経費で、次の表に掲げる経費が対象となります。

補助対象経費	適用範囲及び算定方法	
整備・改修工事費	シェアオフィス設置のための整備・改修工事費、設計及び工事管理費	
備品購入費	机、椅子、印刷機等のシェアオフィス等の施設運営に必要な備品の購入費 (配送料を含む。) ※数年間の使用に耐えると判断される物品で、1点あたりの購入単価が税 抜50万円未満のもの	

人件費	施設運営に直接従事する者(パートタイム労働者及び有期雇用労働者を含む。)の人件費
光熱水費	電気代、ガス代、水道料 ※オフィスでの利用分が明確な場合のみ対象
通信回線使用料	電話回線及びインターネット回線の使用料 ※オフィスでの利用分が明確な場合のみ対象
賃借料	土地・建物の賃借料(共益費を除く。)、備品のリース料、レンタル料
委託料	施設の運営、管理に必要な業務の委託料

※原則、オフィス部分に直接かかる経費が対象となりますが、事業に必要と認められる場合のみ、 宿泊設備やカフェ等、オフィスの利用促進につながる施設の整備に係る費用(経費①)及び、用 地取得や外構の工事等に係る費用(経費②)も対象経費に含めることができます。ただし、経費 ①と経費②の総額を対象経費全体の5割未満かつ、経費②を対象経費全体の2割以内とする必要 があります。事前にご相談ください。

(2) 施設利用推進事業

拠点整備事業で整備した施設の利用を推進する事業に係る経費が対象となります。

(例)

- 動画やホームページ製作等のプロモーション経費
- ・お試しテレワークの実施経費
- ビジネスマッチング・セミナー経費
- ・企業の採用活動経費
- ・その他外注費 等

(1)、(2)いずれの事業も、以下の経費は対象外です。

- ・交付の決定を受ける前に要した、もしくは発注や契約をした経費
- ・公租公課(消費税及び地方消費税を含む。)
- ・従前から実施しているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等に要する経費 (ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に要する経費は除く。)
- ・貸付金又は保証金、基金積立金

- ・支払手数料、備品の郵送料など
- ・他の機関からの補助金等を受けている事業に要する経費
- ・特定の個人に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・その他、事業実施に必要と認められないもの

※本事業は、国の「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型)」を活用しており、対象経費の考え方については国のホームページ等を確認すること。

6. 申請期間

令和5年4月7日(金)~令和5年5月17日(水) 申請書及び添付書類を受付場所に提出してください。

■受付場所

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地

大田市役所 產業振興部產業企画課

TEL: 0854-83-8072

7. 提出書類

- ①大田市サテライトオフィス等開設支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ②大田市サテライトオフィス等開設支援補助金事業計画書(様式第2号)
- ③誓約書(様式第3号)
- ④整備・改修工事に要する経費の見積書及び明細書の写し
- ⑤施設の整備予定位置図
- ⑥整備・改修工事の施工内容や床面積が分かる図面(平面図、展開図等)

- ⑦整備・改修工事前の現況写真
- ⑧申請者の企業概要
- ⑨申請者の直近2期分の決算書の写し
- ⑩登記事項証明書(全部事項) の写し
- ⑪大田市税等の滞納のない証明書
- (12)その他市長が必要とする書類
- ※提出された書類は原則として返却いたしません。書類作成に係る経費は、申請者負担となります。
- ※事業計画は、「8.審査会」における主な審査項目を考慮した上で、具体的な計画を作成していただくようお願いいたします。
- ※申請書類及びその他の提出書類に虚偽が発覚した場合、受付を取り消す場合がございます。また、補助金交付後であれば、返還を求める場合もございますので予めご留意ください。

8. 審査会

提出された申請書類・プレゼンテーション等に基づき、大田市サテライトオフィス等開設支援事業審査会において審査・選定いたします。選定結果(交付決定)については、後日文書で通知します。

※選定の経過は公表しません。

※選定の経過・結果に関する問い合わせ及び異議申し立てには、一切応じられませんので予めご了 承ください。

(1) 審査方法

提出書類及び審査会当日に申請者からのプレゼンテーション・事業内容のヒアリングにより審査を行います。※日時・場所等の詳細は別途ご連絡いたします。

ア. 実施日時: 令和5年5月26日(金) (予定)

イ. 実施場所:大田市役所内

ウ. 実施時間:1申請者30分(提案説明20分、質疑応答10分)

工. 出席者: 3名以内

オ. 資料: プレゼンテーションに使用する資料は新たにご用意ください。なお、申請した計画書に記載された内容と相違ないもので、事前に提出のあったものに限ります。

(2) 主な審査項目

審查項目		主な審査のポイント	
1	事業目的に対する適合性	①本市への新たな人・企業の流れをつくることに資する取り 組みになっているか。	
		②地方における魅力ある働く環境の充実に資する取り組みと なっているか。	
		③整備する施設の収容人数、利用企業数、利用者数は事業の 趣旨と合致しているか。	
2	事業の具体性・企業進出等の実現可能性	①目標達成のための具体的な事業計画があるか。	
		②県外・市外企業のニーズに対応し、誘致できる魅力的な事業・施設であるか。	
		③施設コンセプトや立地環境、県外利用企業等のニーズに対応したテレワーク人材を呼び込むことができる施設である	
		カゝ。	
		④施設の利用者を増やすための取り組みが計画されているか、その実現可能性は見込まれるか。	
		⑤令和5年度の整備事業は無理のないスケジュール等で計画 されているか。	
		⑥過大な整備計画となっておらず、高い費用対効果が期待で きる取り組みか。	
3	施設の利便性	①施設立地、周辺環境が利用者にとって魅力的・快適な条件 となっているか。	
		②施設内容がサテライトオフィス、コミュニティースペース 等として十分な機能を備えているか。	
		③整備内容に入居・利用の促進に繋がる工夫が施されているか。	
		④通信環境の整備及びセキュリティ対策が施されているか。	

4	事業の継続性・持続性	①事業を実効的・継続的に推進する主体が形成され、事業運営に必要な推進体制が整っているか。
		②申請者の財務状況を含め、10年以上にわたって運営を継続できる収支計画となっているか。
		③施設整備後の運営計画が継続的で、自立自走可能なものに なっているか。自主財源の確保の手段は具体的かつ実現可 能か。
		④想定する利用者に応じたプロモーション等戦略が妥当か。
5	事業の独自性・特色	①地域の強み、資源を分析し、地域の強み・資源を活かした 取組となっているか。
		②申請者の強みを活かした企業誘致戦略が計画されている か。
		③目標達成のための事業内容や施設運営計画に独自性や創意 工夫があるか
6	企業間連携の促進	①施設整備によって市外企業と市内企業の連携促進が図ら
		れ、新事業創出、生産性向上に寄与することが見込まれる か。
		②市外企業と市民とのコミュニティ形成が可能な取組みか。

9. 事業変更について

申請事業の実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書を提出する必要があります。経費の軽微な変更でも当初申請内容からの変更部分については事前にご相談ください。

交付決定額の増額変更は出来ません。

10. 実績報告書及び年度ごとの事業報告書の提出

施設整備等の補助事業終了後は、実績報告書をご提出ください。

また、補助金の実績報告をした年度を含め5年間は、年度ごとの施設の利用実績等の内容を事業報告書として提出する必要があります。その間、申請書に記載した施設の使用計画に基づく施設運営をしていただく必要があります。

※整備後に施設の使用方法をシェアオフィスではないものにする等、制度の趣旨に反する変更を行った場合、交付済みの補助金についても返還が発生する場合がございます。予めご留意ください。

11. その他留意事項

- ・補助金の交付は、事業完了後に実績報告書を提出していただき、その内容を確認した上で交付となります。なお**実績報告書は令和6年2月29日(木)**までにご提出ください。**交付決定日以前に支払われた経費は対象外**となります。
- ・補助事業に係る経理書類は、令和5年度以降5年間保管してください。
- ・採択結果に関わらず、申請の際に要した費用や不採択になった場合の契約解除等に伴う費用等は 申請者の負担となります。
- ・事業実施における内容で不明点や事前相談については下記の問合せ先にご連絡ください。
- ・実績報告の際は、支払いの確認できる領収書の写しに加えて、内容の分かる明細や施設整備の様子が分かる写真も必要となります、関係書類について保管をお願いいたします。

12. 問合せ先

大田市役所 産業振興部 産業企画課

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地

TEL: 0854-83-8072

Ma i 1 : o-yuuchi@city.oda.lg.jp